

令和7年8月29日

令和8年度の財政投融资計画要求書

(機関名：食料安定供給特別会計（国営土地改良事業勘定）)

1. 令和8年度の財政投融资計画要求額

(単位：億円、%)

区 分	令和8年度 要 求 額	令和7年度 計 画 額	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	6	9	△3	△ 33.3
(2)産業投資	—	—	—	—
うち 出 資	—	—	—	—
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	6	9	△3	△ 33.3

2. 財政投融资計画残高

(単位：億円、%)

区 分	令和8年度末 残高(見込)	令和7年度末 残高(見込)	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	104	120	△16	△ 13.7
(2)産業投資	—	—	—	—
うち 出 資	—	—	—	—
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	104	120	△16	△ 13.7

### 3. 事業計画及び資金計画

#### 事業計画

(単位：億円)

区 分		令和8年度 要 求 額	令和7年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額		33	47	△14
(内訳)	土地改良事業費	29	42	△14
	土地改良事業工事諸費	4	4	△0

#### 資金計画

(単位：億円)

区 分		令和8年度 要 求 額	令和7年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額		69	84	△15
(財源)	財政投融资	6	9	△3
	財政融資	6	9	△3
	産業投資	—	—	—
	政府保証	—	—	—
	自己資金等	63	75	△12
	一般会計より受入	27	38	△11
	土地改良事業費負担金等収入	35	36	△1
	その他	2	1	0

## 財政投融資を要求するに当たっての基本的考え方

(機関名：食料安定供給特別会計（国営土地改良事業勘定）)

### <政策的必要性>

1. 政策目的の実現に必要な範囲内で、金融・資本市場に関与するに際し、官民の適切な役割分担がなされているか。

土地改良法第1条第2項に「土地改良事業の施行に当たっては、その事業は、環境との調和に配慮しつつ、国土資源の総合的な開発及び保全に資するとともに国民経済の発展に適合するものでなければならない。」と定めるとおり、国が行う土地改良事業は、農業生産力強化に向けた農業生産基盤の保全管理・整備と農村の振興等に資する非常に公益性の高いものであり、国が主体的に実施する必要がある。

このような国民経済全体や地域経済に便益を及ぼす大規模・長期プロジェクトについては、公的金融機能が民間では担えないリスクを負担することで、持続的、安定的な資金調達を実現することが必要である。

### <民業補完性>

2. 「民間にできることは民間に委ねる」という民業補完性を確保する観点から、対象事業の重点化や効率化をどのように図っているか。

国が行う土地改良事業は、農業生産力強化に向けた農業生産基盤の保全管理・整備と農村の集落機能の維持と地域資源・環境の保全を推進し、農業の持続的発展と農村の振興等に資する非常に公益性の高いものであり、このような国民経済全体や地域経済に便益を及ぼす大規模・長期プロジェクトについては、公的金融機能が民間では担えないリスクを負担し事業を推進する必要がある。本勘定については、平成20年度において国営土地改良事業特別会計が一般会計へ統合したことに伴い、平成10年度以前に新規着工した地区のうち平成19年度末までに工事が完了しなかった地区に係る工事が完了するまでの間に限って経過措置として設置された経過勘定であり、そのうち財政投融資の要求対象としては、県負担金相当額と範囲を限定しており、事業完了に伴い本勘定の対象地区も年々減少している。

### <有効性>

3. 財政投融資を活用して当該事業を行うことにより、自助努力の促進による事業の効率的な実施や受益者負担の実現を通じて租税負担の抑制が図られているか。

国が行う土地改良事業に要する費用については、土地改良法第90条により、国のほか都道府県及び受益者が負担することとされている。本勘定においては県負担金相当額については借入金をもってその財源としており、その償還は、将来にわたって県が負担することとなる。また、借入金を含め事業費が構成されることから、投資額が増加され、事業の進捗が図られることにより、早期に事業完了することとなり、受益者負担金の回収や事業効果の発現に繋がることとなる。

### <償還確実性又は収益性の確保>

4. 財政融資や政府保証による資金調達を予定している場合の償還確実性や、産業投資による資金調達を予定している場合の収益性は確保されているか。

借入金の償還に当たっては、旧土地改良法施行令第52条の2第1項第3号に基づき都道府県から徴収する負担金をもってその財源に充当することとしており、また、財政融資資金の融通条件と負担金の徴収方法を同一条件としているため、その償還確実性は担保されている。

<財投計画の運用状況等の反映>

5. 財投編成におけるPDCAサイクルを強化する観点から、財投計画の運用状況を財政投融資の要求内容にどのように反映しているか。

令和6年度においては、0.93億円の財投運用残額が生じたところであり、運用残率は7.9%となっている。これは、6.07億円の借入が必要であったため財政融資資金7億円を計上していたところであるが、前年度からの繰越分も含め当初計画どおり借入を行ったため、運用残が生じたものである。

令和8年度の要求に当たっては、各地区の事業実施状況を把握し、各地区の計画的な完了に必要な額を措置するための事業規模及び自己資金を十分に精査した上で、財政融資資金6億円を要求している。

(参考：過去3か年の財政投融資の運用残額)

	4年度	5年度	6年度
運用残額	3 億円	0.46 億円	0.93 億円
運用残率	23 %	3.6 %	7.9 %

(注) 「運用残率」は、改定後現額(改定後計画+前年度繰越)に対する運用残額の割合。

<その他>

6. 上記以外の特記事項

特になし

## 成長戦略等に盛り込まれた事項について

(機関名：食料安定供給特別会計（国営土地改良事業勘定）)

「経済財政運営と改革の基本方針2025」、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」に盛り込まれた事項に関する要求内容

「経済財政運営と改革の基本方針 2025」、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」に盛り込まれた土地改良事業の推進を図るため、各地区の計画的な実施に必要な額の財源として、財政融資資金 6 億円を要求している。

○「経済財政運営と改革の基本方針 2025」

第 2 章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

2. 地方創生 2. 0 の推進及び地域における社会課題への対応

(3) 農林水産業の構造転換による成長産業化及び食料安全保障の確保

## 財政投融資の要求に伴う政策評価（基本的事項）

（機関名：食料安定供給特別会計（国営土地改良事業勘定））

### 1. 各府省庁の政策評価の結果

財投関連事業である那珂川沿岸（一期）及び那珂川沿岸（二期）事業を含む政策分野【農業の成長産業化や国土強靱化に資する農業生産基盤整備】にかかる令和5年度実績評価結果は、「③相当程度進展あり」との結果であった。なお、令和6年度の実績評価については、実績値の測定のみである。

（参考）実績評価「③相当程度進展あり」

一部または全部の測定指標で目標が達成されなかったが、主要な測定指標は概ね目標に近い実績を示すなど、現行の取組を継続した場合、相当な期間を要せずに目標達成が可能であると考えられるもの

### 2. 政策評価結果の要求への反映状況

令和5年度の政策評価結果を踏まえ、事業を継続し、早期に効果を発現する必要があることから、令和8年度においても所要の要求を行ったところである。

## 6 年 度 決 算 に 対 す る 評 価

(機関名：食料安定供給特別会計（国営土地改良事業勘定）)

### 1. 決算についての総合的な評価

令和6年度の歳入決算については、歳入予算額75億円に対し、収納済歳入額は94億円となったところであり、18億円の増となった。

令和6年度の歳出決算については、歳出予算現額102億円に対し、支出済歳出額は91億円となったところであり、11億円が支出未済となった。

これらの理由は、工事の実施に関する計画の変更等により事業費が翌年度に繰り越されたこと等によるものである。

### 2. 決算の状況

#### (1) 歳入予算の状況

(単位:億円)

区 分	歳 入 予算額	収納済 歳入額	歳入予算額と 収納済歳入額 との差	増 減 理 由
他会計より受入	28	43	15	かんがい排水事業における前年度からの繰越工事があったこと等のため
土地改良事業費負担金等収入	39	39	△0	
借入金（財政融資資金）	7	9	2	前年度からの繰越工事に係る借入金があったこと等のため
雑収入	1	0	△1	損害賠償金がなかったこと等のため
前年度剰余金受入	0	2	2	前年度において土地改良事業費の繰越しがあったこと等のため
合 計	75	94	18	

#### (2) 歳出予算の状況

(単位:億円)

区 分	歳出予 算現額	支出済 歳出額	翌年度 繰越額	不用額	備 考
土地改良事業費	56	49	8	0	
土地改良事業工事諸費	4	4	-	0	不用額を生じたのは、事業規模の見直しによる事業計画の変更をしたこと等により、工事雑費を要することが少なかったこと等のため
土地改良事業費負担金等収入一般会計へ繰入	7	7	-	0	

区 分	歳出予 算現額	支出済 歳出額	翌年度 繰越額	不用額	備 考
東日本大震災 復興土地改良 事業費負担金 等収入一般会 計へ繰入	0	0	-	0	
東日本大震災 復興土地改良 事業費負担金 等収入東日本 大震災復興特 別会計へ繰入	0	0	-	0	
国債整理基 金特別会計 へ繰入	32	31	-	1	不用額を生じたのは、借入金利子の支 払が予定を下回ったため
予備費	2	-	-	2	予備費の執行がなかったため
合 計	102	91	8	3	